

愛莊町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

愛莊町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「給特法」という。)の改正及び、文部科学省が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の趣旨を踏まえ、町立学校に勤務する教育職員の長時間勤務の是正を図り、心身の健康及び福祉の確保を通じて、教育の質の向上を実現することを目的として策定するものである。

近年、教育活動の高度化・多様化や社会的要請の増大に伴い、教育職員の業務量は増加傾向にあり、時間外在校等時間が長時間に及ぶなど、過重な負担が課題となっている。こうした状況は、教育職員の健康のみならず、学校教育の持続可能性にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、本計画においては、勤務時間の客観的把握を徹底するとともに、国の指針に基づく時間外在校等時間の上限設定を確実に運用するための取組を着実に進める。また、業務の精選・効率化及び役割分担の見直しを進め、教育職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境の整備を図る。

さらに、教育職員が心身ともに健康に働き続けられるよう、休暇の計画的な取得促進、健康診断及びストレスチェックの実施、メンタルヘルス支援体制の充実など、健康確保措置を総合的に講ずる。併せて管理職は勤務時間管理及び健康確保措置を適切に実施する責務を負い、教育委員会は、学校に対する支援・助言、研修の実施等を通じて、取組の実効性を高める。

これらの取組を組織的かつ継続的に推進することにより、教育職員が健康で意欲的に働き、児童生徒により質の高い教育を提供できる学校づくりを目指すものである。

(2) 本町の現状

本町では、令和5年3月に、町立学校に勤務する教育職員の働き方改革の取組について定め、教育職員の在校等時間の適切な管理や縮減及び公務の効率化に取り組んできた。

こうした取組の結果、一定の改善が見られるものの、依然として一部の学校や時期において、時間外在校等時間が長時間となる教育職員が存在している。

令和6年度における教育職員の時間外在校等時間の状況は、概ね次のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 37.1 時間	33.6%	2.6%
中学校	月 50.1 時間	49.8%	17.1%

特に、部活動指導や校務分掌等の業務に係る負担感が大きく、業務の在り方を見直し、教育職員に教育の質の向上に必要な時間的余裕を確保することが課題となっている。

こうした現状を踏まえ、給特法第8条の規定に基づき、教育委員会が主体となって業務量管理及び健康確保措置を計画的に推進するため、本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間については、国の指針で定める上限時間（1箇月：45時間、1年間：360時間）を遵守することを前提とし、次の目標を設定する。

- ①超過勤務月 80 時間を超える教員を0人〔超過勤務 月 45 時間以内（年間 360時間以内）〕とする。
- ②1年間における1箇月当たりの時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランス及び働きがいに関する目標

教育職員の心身の健康確保及び教職の魅力向上を図るため、次の目標を設定する。

- ①年次有給休暇の年間平均取得日数を 16 日以上とする。
【令和6年度：13.6 日】
- ②ストレスチェックにおける「総合健康リスク」平均を 70 以下とする。
【令和 7 年度：80.5】

※「総合健康リスク」＝「仕事の負担による健康リスク」×「職場のサポートによる健康リスク」÷100 で算出

教育職員が、専門性を発揮し、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる職場環境の実現を目指す。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。
計画期間中においても、毎年度、取組状況の把握・検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

教育委員会は、国の指針に示される「業務の3分類」を踏まえ、特に次の業務について重点的に見直しを行う。

- ① 登下校時の見守り活動、放課後から夜間の見回り教育委員会や関係部局、地域・保護者と連携し、学校以外が担う体制の構築を進める。
- ② 調査・統計業務については、事務職員や外部人材の活用を進め、教師の負担軽減を図る。また、教育委員会事務局内に新たに特別支援教育及び教育相談担当の指導主事を配置し、専門的に支援・調整を行うことで、教職員の業務負担軽減と業務の適正化を図る。
- ③ 中学校の部活動については、部活動指導員等の活用を進め、段階的な地域連携を推進し、今後休日活動の地域展開につなげることで教職員の負担軽減を図る。
- ④ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑤ 授業準備、成績処理、支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、ICTの活用や専門人材の参画により、組織的な支援体制を構築する。
- ⑥ 学校事務体制の強化のため、令和8年度より愛荘町小中学校事務職員研修プログラムを整備し、資質向上に向けた研修の充実を図り、対応力を高める。
- ⑦ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①小学校における柔軟な教育課程の編成（40分午前 5 時間制の実施）を推進し、併せて学年・教科を越えた連携を進めることで、一人の教員に業務が集中しにくい体制を構築する。
- ②教育課程編成とともに行事や日課表を見直し、校務 DX の推進により業務の効率化を図る。
- ③放課後の時間を有効に活用し、情報交流や会議等の勤務時間内での設定など勤務時間外の対応を抑制するための環境整備を進める

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①長時間勤務者に対する医師による面接指導を確実に実施する
- ②11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ストレスチェックを全校で実施し、集団分析結果を職場環境改善に活用する。
- ④年次有給休暇の計画的取得、定時退校日の設定、一斉閉校期間の設定等を推進する。

5. 関連する取組及びフォローアップ

- ①取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ②学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ③時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導

入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。

- ④教育委員会において、各学校の状況を確認し、課題が認められる場合には、学校への助言や個別支援を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校については、当該年度中の改善を目指し、重点的な支援を行う。
- ⑤各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ⑥さらに、保護者や地域の理解と協力を得るため、首長部局と連携し、本計画の内容や「業務の3分類」について周知を図る。